



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1466	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課)..... 1
1467	〃	(〃)..... 1
1468	紀の川土地改良区連合の役員の退任	(農業農村整備課)..... 2
1469	保安林の指定予定の通知	(森林整備課)..... 2
1470	和歌山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画(平成24年和歌山県告示第779号)の一部変更	(資源管理課)..... 3

告 示

和歌山県告示第1466号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成25年1月30日まで縦覧に供する。

平成24年12月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成24年11月30日

2 名称

特定非営利活動法人どんぐりはうす

3 代表者の氏名

坂東邦彦

4 主たる事務所の所在地

和歌山県西牟婁郡上富田町岩田1764番地の10

5 定款に記載された目的

この法人は、地域のなかで安心して活動できる場の少ない障害のある子ども達に、地域のなかで仲間と共に安全で豊かな放課後を過ごせる場を提供し、親も安心して働き生活することができるよう貢献するとともに、地域社会に、福祉に関する知識の普及に努め、障害のある人々や障害者福祉に関する理解を深め、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1467号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成25年2月4日まで縦覧に供する。

平成24年12月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成24年12月3日

2 名称

特定非営利活動法人生涯現役夢つむぎ

3 代表者の氏名

早稲田早苗

4 主たる事務所の所在地

和歌山県西牟婁郡上富田町朝来326番地の138

5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障がい者、病弱者などの自立支援および子育て支援をめざし、お互いに助け合う地域社会の実現に向け、自らの生活技術や専門的技能を取得したり、役立てたりすることにより、多様な在宅支援サービスおよび施設サービスを提供し、地域福祉の増進と充実に寄与する。そのことにより、自らも生涯現役をめざし多様な人たちの参画により、人と人がつむぎ合う、生きがいのある心豊かな人生を送ることを目的とする。

和歌山県告示第1468号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、紀の川土地改良区連合の役員について次のとおり公告する。

平成24年12月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

退任した役員（平成24年11月18日退任）

職名 氏 名 住 所

理事 尾原和昭 和歌山市新庄131番地の2

和歌山県告示第1469号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年12月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 新宮市木ノ川字立石757の1（次の図に示す部分に限る。）、759の1、759の3、760の1（次の図に示す部分に限る。）、762の1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字立石757の1（次の図に示す部分に限る。）、759の1、759の3・760の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、762の1

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並

びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1470号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定に基づき、和歌山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成24年和歌山県告示第779号）の一部を平成24年12月7日付けで変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により、次のように公表する。

平成24年12月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

「次のように」を省略し、農林水産部水産局資源管理課、海草振興局地域振興部企画産業課、有田振興局地域振興部企画産業課、日高振興局地域振興部企画産業課、西牟婁振興局地域振興部企画産業課及び東牟婁振興局地域振興部企画産業課に備え置いて縦覧に供する。